暴力団準備構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3)自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 甲及び乙は、互いに、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用いて又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5)その他各号に準ずる行為3.甲又は乙は、相手方が暴力団員等もしくは本条第1項各号のいずれかに該当することが判明し、もしくは本条第2項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又は本条第1項に基づく表明確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したときは、何らかの勧告をせず本契約を解除することができるものとし、相手方はこれにより生じた損害について何らかの請求をしないものとする。

第17条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じたときは、東京裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第18条（協議事項）

本契約に定めのない事項、および本契約書の各条項の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議の上解決するものとする。本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管する。

契約締結日：令和5年12月3日

（甲）

住所：名古屋市緑区相原郷1-3001-4

電話番号：080-3668-9016

名前：森 久乃

（乙）

住所：名古屋市中区千代田三丁目1番24号

電話番号：090-1720-7508

（株）アイナル

代表取締役 大野康子